

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 消費者問題啓発費			
項	1. 総務管理費	細事業名				
目	15. 消費者行政推進費	担当課・係	ミレニアムセンター佐倉	(執行課: ミレニアムセンター佐倉)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	1,000	1,000	要求	1,000									0
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 消費者基本法
 佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) ・消費者問題とは、子供から高齢者まであらゆる人々に関係しており、規制緩和が進展する中で消費者に対し、一層の自己責任が求められることを踏まえ、被害の未然防止と拡大防止に資するとともに、生活者としての消費者が自主的且つ合理的に行動できるよう各種情報の提供及び消費者啓発事業を実施する。	(事業の目的) ・消費生活情報の提供と消費者教育を実施することにより契約トラブルなどの未然防止と拡大防止を図るだけでなく、高齢者問題や環境問題など、その外延を広げつつある消費者問題において、消費生活の安定向上のため、自立した消費者として自立的且つ合理的な行動の取れる市民の育成を図る。	(事業の効果) ・世代、性別に関わらずあらゆる人々に関係する消費者問題について被害の未然防止と拡大防止が図られるだけでなく、自主的且つ合理的な行動の取れる自立した消費者の育成が図れる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 千葉県消費者行政活性化基金事業の補助を受け、啓発講演会を実施、自立した消費者として自立的且つ合理的な行動の取れる市民の育成を図る。